

## 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費の状況

平成26年4月1日から消費税率(国・地方)が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

大山崎町の平成29年度一般会計当初予算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の充当状況は、次のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分)(※2) 98,824 千円  
 (歳出) 地方消費税交付金が充てられる社会保障施策に要する経費 1,635,793 千円

(単位:千円)

国による分類 (※1)	事業名		29年度 予算額 (対象経費) (※4)	財源内訳				
	目	事業名等		特定財源			一般財源	
				国府 支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税交付金 (社会保障財源化分) (※3)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	社会福祉事業	31,384	4,669	0	1	3,229	23,485
		福祉医療事業	45,000	21,642	0	480	2,765	20,113
		障害者福祉推進事業	429,743	269,480	0	0	19,369	140,894
	老人福祉費	在宅福祉事業	2,339	300	0	0	246	1,793
		施設福祉事業	2,432	0	0	450	240	1,742
		老人福祉推進事業	22,402	553	0	359	2,597	18,893
		老人医療事業(※5)	158,950	3,499	0	1,282	18,633	135,536
		介護保険関連事業(※6)	1,065	1,013	0	0	6	46
	児童福祉総務費	認可外保育所助成事業	241	0	0	0	29	212
		児童手当支給事業	269,490	228,957	0	0	4,899	35,634
		母子等福祉対策事業	1,613	0	0	0	195	1,418
		児童福祉推進事業	120,792	73,513	0	0	5,714	41,565
	保育所費	子育て支援センター事業	1,647	956	0	0	84	607
		保育所管理運営事業	173,500	2,000	0	119,372	6,300	45,828
	小計	1,260,598	606,582	0	121,944	64,307	467,765	
社会保険	社会福祉総務費	国民健康保険事業特別会計繰出金	72,853	54,639	0	0	2,201	16,013
	老人福祉費	介護保険事業特別会計繰出金	179,815	1,479	0	0	21,554	156,782
		後期高齢者医療保険事業特別会計繰出金	27,911	20,934	0	0	843	6,134
		小計	280,579	77,052	0	0	24,598	178,929
保健衛生	予防費	予防接種事業	44,403	3,506	0	0	4,943	35,954
	保健センター費	成人保健対策事業	17,609	833	0	244	1,998	14,534
		母子保健対策事業	17,790	1,849	0	0	1,927	14,014
		健康づくり・地域医療対策事業	2,729	0	0	0	330	2,399
		健康診査事業費	12,085	0	0	6,114	722	5,249
		小計	94,616	6,188	0	6,358	9,919	72,151
	合計	1,635,793	689,822	0	128,302	98,824	718,845	

※1 国による分類 社会福祉・・・児童福祉、母子父子福祉、高齢者福祉、障害者福祉など  
 社会保険・・・国民健康保険、介護保険など  
 保健衛生・・・医療にかかる施策、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など

※2 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の平成29年度予算額の17分の7に相当する額としています。

※3 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※4 事務費(特別会計への事務費繰出を含む)や人件費(職員給与費)は、予算額から除外しています。

※5 老人医療事業のうち、後期高齢者医療保険特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。

※6 介護保険関連事業のうち、介護保険事業特別会計繰出金については、社会保険に分類しています。